



重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明
個人情報の取扱い

～必ずお読みください～



この書面は、弁護士費用保険Mikataに関する重要な事項等を説明したものです。

【契約概要】では、ご契約申込手続きに際して保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載し、【注意喚起情報】では、特に保険契約全般に関する注意事項および保険金等をお支払いしない場合等の記載をしております。【個人情報の取扱い】では、この保険契約の締結時に当社が取得した個人情報の取扱いについて記載しております。

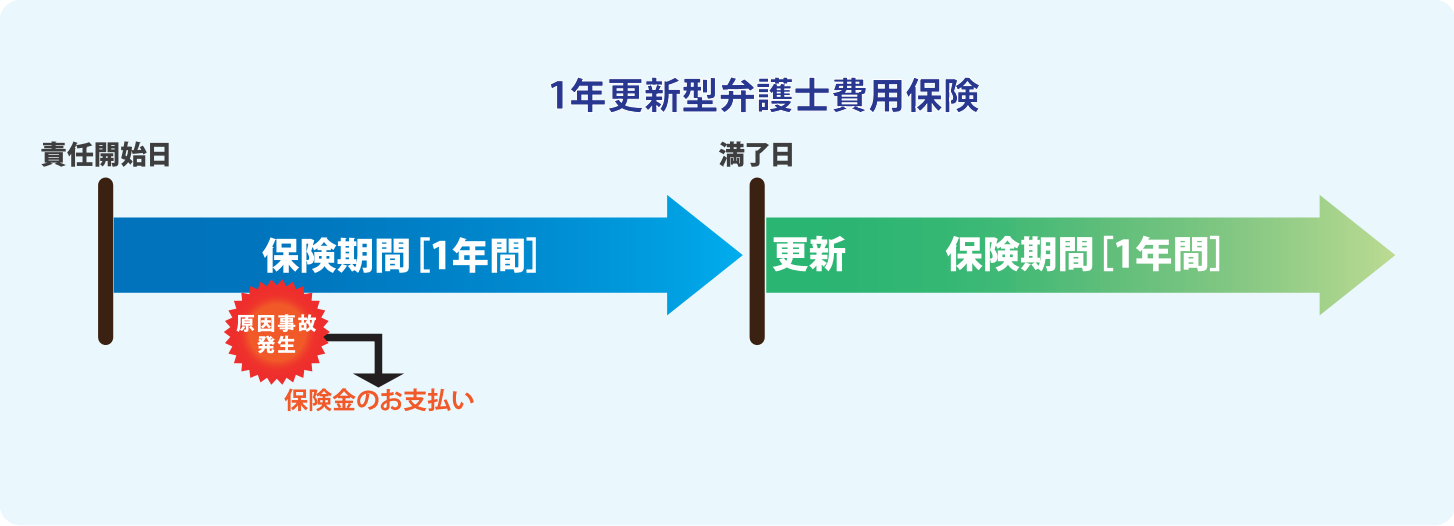
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、「普通保険約款」および「保険金および保険料に関するQ & A」にてご確認ください。

契約概要 ～ご契約の概要について～

1. 商品の仕組みおよび保険期間

この保険契約は、被保険者が法的トラブルを解決するために、法律の専門家である弁護士等への相談をすることによって発生した法律相談料と弁護士等委任契約の締結をする場合に生じる弁護士費用等を負担することによって被った損害に対して、保険金を支払う保険期間 1 年の損害保険です。



2. 補償内容

保険金の種類	法律相談料保険金	弁護士費用等保険金
原因事故	法的紛争に発展する可能性のある問題が発生していることを原因事故とします。 法律相談料保険金の原因事故を問題事象といいます。	自分と相手方との要求・主張に隔たりがあり、当事者同士の話し合いでは合意形成が困難な問題について、自らの利益を守るために法的解決を必要とする事態が発生していることを原因事故とします。 弁護士費用等保険金の原因事故を法律事件といいます。
保険金の支払事由	問題事象に関して法律相談料の負担を被ること。	法律事件に関して弁護士費用等の負担を被ること。
補償の額	法律相談に要した法律相談料の実費相当額	●急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害もしくは疾病または財物(※)の損壊に係る法律事件の場合は、弁護士費用等の実費相当額 (※)財物は有形の物のみとします。 ●上記以外の法律事件の場合は、弁護士費用等のうち着手金に対応する金額として算定した基準弁護士費用(「基準弁護士費用算定表」から算定した金額と実費相当額とのいずれか少ない金額に消費税相当額を加算した金額)から免責金額(5万円)を差引いた額に縮小してん補割合(50%)を乗じた金額
保険金の限度	●30分あたり5,000円(外税)を限度 ●1事案について20,000円(外税)を限度 ●保険期間中(1年間)に10万円を限度(問題事象数は問いません。)	同一の原因事故から生じた一連の損害については、300万円を限度
	年間支払限度額 500万円 ※1 通算支払保険金限度額 1,000万円 ※2 ※3	
	※1 年間支払限度額は、保険期間中(1年間)の法律相談料保険金と弁護士費用等保険金のすべての支払金額を合計した金額の限度額です。 ※2 通算支払保険金限度額は、被保険者を同一とする過去および将来の法律相談料保険金と弁護士費用等保険金のすべての支払金額を通算した金額の限度額です。 ※3 この保険契約が年間支払限度額または通算支払保険金限度額に達することにより終了した場合、終了後に発生した損害については保険金を支払いません。	

3. 保険契約の特約

この保険契約には、付帯できる特約はありません。

4. 保険金のお支払い対象とならないものおよび保険金をお支払いできない主な場合

保険金のお支払対象とならないもの	
日本の国内法が適用されないもの	
法律相談料保険金	弁護士費用等保険金
a. トラブルの相手方を特定できないもの (被害届が公的機関に受理されている場合を除きます。) b. 他人から具体的な請求を受けていないにもかかわらず、請求を受けた場合の対応方針を問うもの c. 請求権の根拠となる具体的な事実がないにもかかわらず、他人に対して請求しようとするもの d. 被保険者が相手方に請求する額、もしくは相手方から請求されている額が、5万円程度未満のもの e. 被保険者が相手方に請求する額、もしくは相手方から請求される額の算定が困難なものであって、社会通念に照らして法的紛争になじまないと考えられる軽微な問題 f. 被保険者の要求が、行政手続法の定める申請または刑事訴訟法の定める告訴等、法令に定められた手続によらずに、行政の対応を求めるもの g. 法律上の論争もしくは解釈に関するもの (被保険者が直面するトラブルに関する場合を除きます。) h. 宗教、政治、思想、学術、および技術上の論争ならびに解釈に関するもの	a. 債務の調整・整理および金銭消費貸借契約に係る過払金の請求に関する法律事件 b. 被保険者の事業活動(注1)に伴う法律事件 (注1)事業活動は、以下の活動をいいます。 ア. 法人の事業活動。この場合、活動の目的は営利・非営利を問いません。 イ. 個人事業の事業活動。この場合、事業活動は商行為(注2)をいい、商行為以外のものは事業活動には含みません。 (注2)商行為とは商法(明治32年法律第48号)第501条以下と同義のものをいいます。 c. 行政訴訟(税務争訟を除く) d. 株主代表訴訟 e. 憲法訴訟 f. 刑事事件・少年事件 その他 ●日本国内における弁護士等の活動に伴わないもの ●日本国内で発生した費用ではないもの ●勝訴の見込みがないもの など
保険金をお支払いできない主な場合	
①保険契約者または被保険者が保険金の取得を目的として招致した事故 ②一時に多数の保険金支払いの対象となる事由が発生することにより、当保険制度の収支状況を著しく悪化させる事故、およびそれらに伴って生じた事故、またはそれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ●戦争に係る事故 ●地震に係る事故 ●台風に係る事故など ③公序良俗に反する事件 ●家族道徳に反する行為に係る事件 ●人格の尊厳、自由を制限する行為に係る事件 ●正義観念、社会的倫理に反する行為に係る事件 ●法令違反として無効とされる行為に係る事件 ●その他、民法第90条(公序良俗違反)に該当するとみなされて無効となる法律行為に係る事件など ④保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと認められるもの ●相手方に対し、意図的に不快にさせることや、実質的な損害を与えるなどの嫌がらせをする行為に係る事件 ●権利を行使することによるメリットがあっても、その権利の行使によって発生する他人の損失が、権利行使に比べ過大である行為に係る事件などの権利の過剰な主張を求める行為に係る事件 ●実現できないことを要求する行為に係る事件など	

5. 保険料に関する事項

- 第1回保険料は、当社指定の金融機関口座へ振込みの方法(コンビニ払を含む)、当社の提携金融機関による口座振替の方法または当社の指定したクレジットカードによるクレジット払の方法によってお支払いください。第2回以降の保険料については、保険料払込期日までに口座振替の方法またはクレジット払の方法によってお支払いください。
- 保険契約更新後の保険料は、法律相談料保険金の過去の支払実績に応じて設定します。
- 保険料払込期間は、その保険料を充当すべき月の前月末日までとし、この日を保険料払込期日とします。

契約概要 ～ご契約の概要について～

6. ご契約をお引受けできない主な場合

以下に該当する場合は保険契約の引受けは行いません。

- 被保険者が加入に同意していない場合
- 被保険者を同一とする本保険商品の既契約がある場合
- 保険契約者または被保険者が弁護士・司法書士・行政書士の場合（＊）
＊（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会の備えた名簿に登録されている場合）
- 保険契約者または被保険者が反社会的勢力等に該当する事実がある場合
- 保険契約者または被保険者が弁護士等を使って法的解決を行った頻度が著しく高い場合など

7. 解約返戻金

この保険契約には、解約返戻金はありません。

8. 満期返戻金・配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報 ～ご契約の際にご注意いただきたい事項～

1. 少額短期保険業者とは

当社は保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。

- 保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（1,000万円以下）である保険契約の引受け
- 1人の被保険者について引受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け
- 1人の保険契約者について引受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け

2. 代理店による募集行為

当社の代理店は、契約締結の媒介を行います。（代理店には、契約の締結権、告知の受領権および保険料の領収権はありません。）

3. クーリング・オフ（お申込みの撤回等）

この保険契約にクーリング・オフの適用はありません。

4. 告知義務（ご契約時に当社が告知を求めたものについて事実を告げていただく事項）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、法的紛争の有無などの告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

告知義務違反による解除

保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当社はこの保険契約を解除することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- 告知すべき事実がなくなった場合
- 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたことを、当社が知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）
注）当社のために保険契約の締結の媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- 保険金支払の原因事故が生じる前に、保険契約者または被保険者が、告知事項につき書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合
なお、当社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が当該原因事故について不担保として保険契約を締結していたと認めるときに限り、当該原因事故について不担保とし、これを承認するものとします。
- 当社が、告知義務違反による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または初年度契約の契約日から5年を経過した場合

5. 重大事由による解除

保険契約者、被保険者または保険金請求権者に次のいずれかに該当する事由がある場合当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 保険契約者または被保険者が、「普通保険約款」第11条（保険契約者および被保険者の範囲）（4）のいずれかに該当するとき
- 保険契約者または被保険者が、法律相談料保険金および弁護士費用等保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的で原因事故を起こすか、起こそうとしたとき
- 保険金の請求に関して、保険金請求権者に詐取行為があったとき
- 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、当社（当社のために保険契約の媒介を行う者を含みます。）に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な行為があったとき、または法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき
- その他、保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、上記と同程度に当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき

6. 保険事故の通知義務（法律相談、弁護士等委任契約の締結の前にご連絡いただく事項）

保険金支払いの対象となる原因事故について、保険金請求を行うときは、法律相談および弁護士等委任契約の締結前に、当社所定の方法により通知を行い、当社の同意を得なければいけません。

注意喚起情報 ～ご契約の際にご注意いただきたい事項～

7. その他の通知義務 (ご契約後にご連絡いただく事項)

保険契約の締結後に、次の事項に該当する場合は、速やかに当社にご連絡ください。

- 保険契約者または被保険者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合
- 保険契約者または被保険者が当社の引受条件を満たさなくなった場合 (契約概要 6. に記載する状況に新たに該当することとなった場合)
- 告知された事項について、告知した事実が変更になった場合もしくは事実でないことが判明した場合または告知すべき事実が生じた場合など

8. 待機期間

この保険契約の責任開始日以降 3 ヶ月間は普通保険約款に定める原因事故が発生したとしても、保険金をお支払いしません。これを待機期間と呼びます。ただし、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害もしくは疾病または財物の損壊によって生じた原因事故については待機期間は適用しません。

9. 告知原因に係る不担保 (告知原因不担保)

告知のあった事項に係る原因事故について責任開始日から一定期間中、保険金をお支払いしない取扱いのことをいいます。この保険契約の告知原因に係る不担保期間は 3 年間です。

10. 特定原因に係る不担保 (特定原因不担保)

特定の原因事故について責任開始日から一定期間中、保険金をお支払いしない取扱いのことをいいます。この保険契約の特定原因に係る不担保期間は、離婚トラブルについて 3 年間、その他の親族間トラブルについて 1 年間とします。

特定原因	不担保期間
離婚に関するトラブルを原因事故とするもの	責任開始日から 3 年間を不担保期間とします。不担保期間中に原因事故が発生したものについては保険金を支払いません。ただし、責任開始日において、婚姻関係にない者を相手方とする離婚トラブルについてはこの限りではありません。
離婚以外の婚姻、親子関係、養子、親権、後見、扶養、相続またはその他の親族関係 (内縁関係を含む) に係るトラブルを原因事故とするもの	責任開始日から 1 年間を不担保期間とします。不担保期間中に左記に関する親族間のトラブルが発生したものについては保険金を支払いません。

11. 責任開始日

初年度契約の始期を責任開始日とします。この日から損害について当社にてん補責任が生じます。保険契約の申込みを承諾した場合は、第 1 回保険料相当額が払い込まれた日の属する月の翌月 1 日が責任開始日となります。

12. 法的トラブルに際して被保険者のご負担が生ずる場合

次の場合には、被保険者のご負担が生ずることがあります。

- 契約概要 4. に記載する保険金のお支払い対象とならないものに該当する場合等
- 契約概要 2. に記載する保険金の限度額を超過した場合
- 保険金支払いに際して当社が事前に承諾した金額を超えて費用が生じた場合

13. 保険料払込期日と保険料の払込猶予期間

- この保険契約の保険料の払込方法 (回数) は月払いとし、払込回数は 1 年間に付き 12 回とします。
- 第 1 回保険料相当額は、第 1 回保険料として契約日の属する月の保険料に充当し、第 2 回以降の保険料は、第 1 回保険料を充当した月の翌月以降、順次充当するものとします。
- 第 2 回以降の保険料は、その保険料を充当すべき月の前月末日までに払込むものとし、この日を保険料払込期日とします。
- 保険料の払込猶予期間は、未払いの保険料が充当されるべき月の当月 1 日から末日までとします。
- 保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合は、保険料の払込猶予期間満了の日の翌日に保険契約は失効します。なお、失効した保険契約は、復活の取扱いを行いません。また、この保険契約が失効・解約もしくは更新されずに消滅した場合は、その後 1 年間は、被保険者を同一とする保険契約の引受けは行いません。

14. 当社の財務状況が悪化した場合における契約内容の変更等

当社は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めないとき、または当社の財務状況に照らして業務の継続が著しく困難になったときは、次のとおり契約内容を変更することがあります。

- 保険契約更新時における契約条件の見直し
- 保険契約の更新の取扱いの終了
- 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

15. セーフティーネット

当社は、「生命保険契約者保護機構」「損害保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3（保険契約の移転等における資金援助）第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。あらかじめご了承ください上で、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

16. 指定紛争解決機関

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には解決の申し立てを行うことができます。

【弊社加入協会】

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

T E L (フリーダイヤル) : 0120-82-1144 F A X : 03-3297-0755

受付時間：月～金 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

個人情報取り扱い

当社は個人情報について次のとおりに取り扱います。

当社およびプリVENTグループ各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、次の(1)から(4)の利用・提供を行うことがあります。

- (1) 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、弁護士等、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
- (2) 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするために、個人情報を損害調査業務委託先および他の損害保険会社（少額短期保険業者・共済事業者を含みます。）と共同して利用すること。
- (3) 当社とプリVENTグループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること。
- (4) 再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること。

ご検討・お申込みに際しては、この重要事項説明書（「(契約概要)・(注意喚起情報)」 「個人情報 の取扱い」）のほか「普通保険約款」・「保険金および保険料に関するQ & A」を必ずご確認ください。

お客さまからのご意見・ご要望などのご連絡先

プリベント少額短期保険「総合カスタマーセンター」へご連絡ください。



0120-741-066(無料)

受付時間 平日 10:00～17:00(年末年始休業期間を除く)

【取扱代理店】

【引受保険会社】



プリベント少額短期保険株式会社

仙 台 本 社：〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-10-33

東 京 本 社：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-13

U R L <http://www.preventsi.co.jp>

PV2013 おサ001201311